



2026年1月21日

各 位

会社名 弁護士ドットコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 元榮 太一郎
(コード番号: 6027 東証プライム)
問合せ先 取締役 CFO 澤田 将興
(TEL. 03-5549-2555)

臨時株主総会招集のための基準日設定および臨時株主総会の開催並びに 資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、2026年1月21日開催の取締役会において、下記のとおり、2026年3月に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）招集のための基準日設定、本臨時株主総会の開催並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日等について

2026年3月27日に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年2月5日を基準日として定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年2月5日（木曜日）
- (2) 公告日 2026年1月22日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.bengo4.com/corporate>

2. 臨時株主総会の開催日時および付議議案等について

- (1) 開催日時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
- (2) 開催場所 東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル4階
- (3) 付議議案 資本金の額の減少の件

3. 資本金の額の減少について

(1) 資本金の額の減少（以下、減資とする）の目的

資本政策の柔軟性・機動性の確保を図りつつ、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を維持するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません

(2) 減資の要領

① 減少すべき資本金の額

資本金の額 649,689,050円を 599,689,050円減少して、50,000,000円とする。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、減少後の資本金の額が変動いたします。

② 減資の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 減資の日程（予定）

- ① 取締役会決議日 2026年1月21日（水曜日）
- ② 債権者異議申述最終期日 2026年3月6日（金曜日）



③ 株主総会決議日	2026年3月27日（金曜日）
④ 減資の効力発生日	2026年3月27日（金曜日）

(4) 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。なお、本件は、2026年3月27日開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上